

2018年9月7日
イオン少額短期保険株式会社

平成30年8月30日からの大雨による被害を受けられました皆さまへ

平成30年8月30日からの大雨による被害を受けられました皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

この大雨による被害により、下記地域に災害救助法が適用されました。

これに伴い、当社では適用地域において被害を受けられたご契約者の皆さまを対象に、「保険料のお支払い」および「継続契約の手続き」につきまして、一定の猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。

本措置の適用をご希望の方は、弊社契約センターまでお問い合わせください。

弊社契約センター：0120-953-856（受付時間：平日9:00～18:00）

適用都道府県	適用地域	法適用日
山形県	新庄市、最上郡最上町、 最上郡舟形町、最上郡真室川町、 最上郡大蔵村、最上郡鮭川村、 最上郡戸沢村	2018年8月31日